

教授昇任枠の配置基準について

(優先順位)

1. 教員免許状課程認定に必要である場合
2. 教授構成比率が著しく低い場合（学科等の56%が教授であることを目安とする。）
3. 年齢、経歴、職位、業績等を総合的に判断して昇任が妥当であると認められる場合

※ 上記2の56%は旧（大括り化前の）大学院設置基準のうえで、教育学研究科各専修に必要な教員数の合計91名に対する必要なマル合教員数の合計51名の割合であるが、年度による配置基準の不均衡を避けるため、当面の間この基準を継続する。

なお、大学教員現員数において、特定教員及びセンター所属の専任教員のうち併任により学科に所属する教員は、0.5人で換算する。